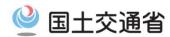
消費税率引上げに伴う公共交通運賃(タクシー)の改定について

(東京都特別区・武蔵野市・三鷹市地区)

国土交通省



タクシーにおける消費税の転嫁方法



- 〇 初乗運賃については、自動認可運賃に110/108を乗じ、四捨五入により10円単位に端 数処理を行う。
- 〇 加算運賃については、標準的な事業者の事業収入全体の増収率が110/108となるよう に加算距離を短縮する。
 - ・東京都特別区・武三地区の運賃改定額(普通車 上限運賃)

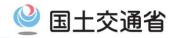
	現行	改 定
初乗運賃	1. 052km 410円	1. 052km 420円
加算運賃	237m 80円	233 m 80円

¾410×110/108=417, 592···

・東京都特別区・武三地区の運賃改定額(普通車 下限運賃)

	現行	改 定
初乗運賃	1. 052km 380円	1. 052km 390円
加算運賃	256m 80円	251m 80円

※380×110∕108=387.037···

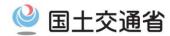


事業者	東京都特別区・武三地区に係るタクシー事業者	
改定率(予定)	1. 726%	
実施予定日	令和元年10月1日	

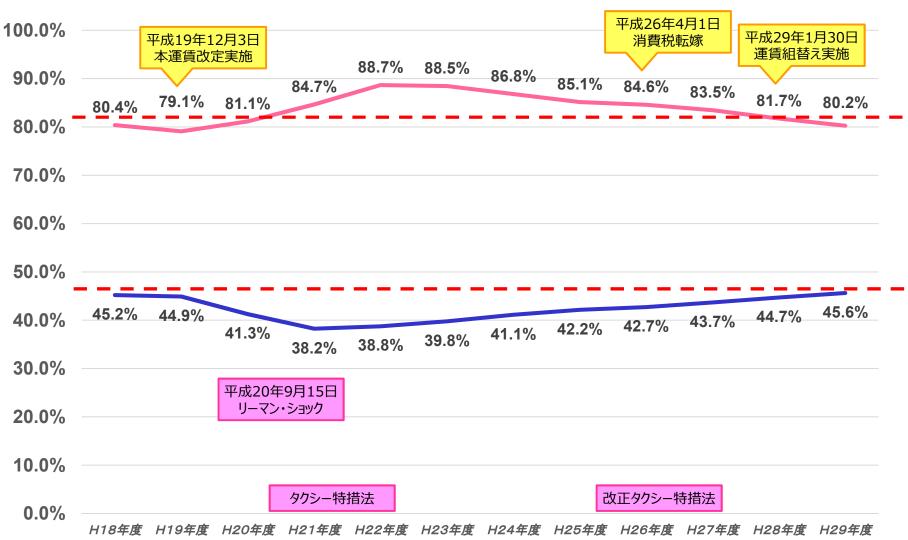
(単位:百万円)

地区名	現 行 運送収入額	改 定 後 運送収入見込額	増収額	増収率
東京都特別区・ 武三地区	24,729	25,156	427	1.726%

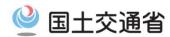
タクシーの経営状況①(実働率・実車率の推移)



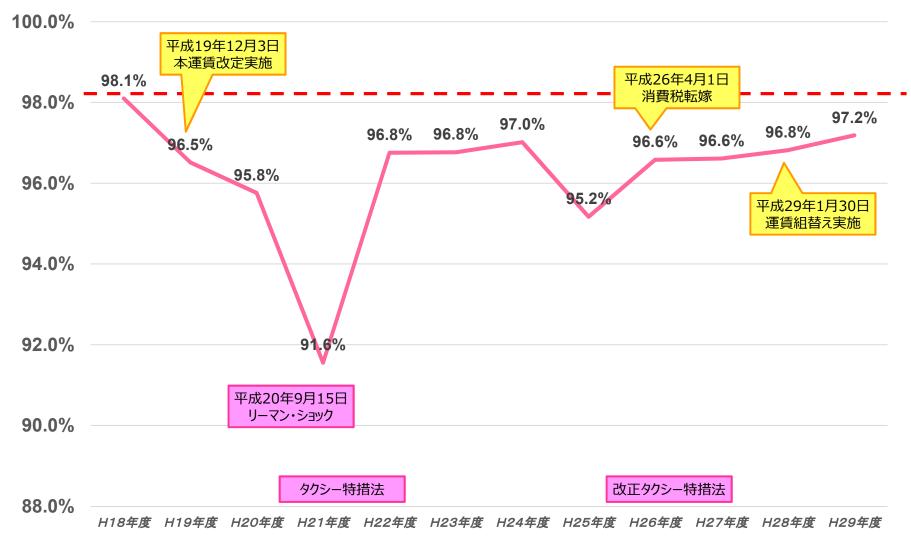
- ○実働率は、前回本運賃改定実施後、改善は見られたが、現在は前回運賃改定実施前と同水準になっている。
- ○実車率は、リーマン・ショック以降、徐々に回復傾向ではあるものの、直近の実績は前回本運賃改定前と同水準となっている。



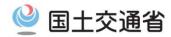
タクシーの経営状況②(経常収支率の推移)



適正利潤込み経常収支率は、平成20年9月15日に発生したリーマン・ショックにより平成21年度に底を打ち、その後持ち直しているところであるが、100%を上回る年度はなく、直近の実績も前回本運賃改定実施前の水準を下回っている。



消費税転嫁の妥当性について



- ○前回本運賃改定実施前の平成18年度以降、適正利潤込み経常 収支率は、一度も100%を上回ることはなく、平成18年度の水準 (98.1%)を下回る状態が続いている。 (直近の経常収支率:97.2%)
- ○また、効率的な運行を測る指標である実車率は、リーマン・ショック以降、回復傾向にはあるものの、平成18年度の水準(45.2%)と同水準(45.6%)の状況である。
- ○以上により、国土交通省としては、東京都特別区・武三地区において、今回の消費税率引上げに伴い、当該税分をタクシー運賃に転嫁することは、「妥当」と判断します。